

○鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則

平成20年3月26日

規則第3号

改正 令和3年3月31日規則第5号

令和5年3月31日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例（平成20年鶴岡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(追加行為)

第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める特定の地区を対象とする追加行為は、別表のとおりとする。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(行為の届出)

第3条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。次条において「令」という。）第1条第1項の届出は、景観計画区域内における行為の（変更）届出書（様式第1号）によるものとする。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(行為の変更の届出)

第4条 景観法（平成16年法律第110号）第16条第2項の規定による変更の届出は、前条の届出書に、令第1条第2項に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(適用除外行為の追加)

第5条 条例第6条第7号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、次のいずれかに該当するもの

ア 建築面積（増築にあつては、増築後の建築面積。イにおいて同じ。）が500平方メートル以下で、高さ（増築にあつては、増築後の高さ。イにおいて同じ。）が13メートル以下のものうち、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの

イ 建築面積が500平方メートルを超えるか、又は高さが13メートルを超えるもののうち、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕又は模様替で、次のいずれかに該当するもの

ア 建築面積が500平方メートル以下で、高さが13メートル以下のもののうち、当該行為による外観の変更の範囲が当該外観の2分の1を超えるもの

イ 建築面積が500平方メートルを超えるか、又は高さが13メートルを超えるもののうち、当該行為による外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以下であるもの

(3) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの

ア 高さが15メートルを超え、外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以下であるもの

イ 高さが15メートル以下で、外観の変更の範囲が当該外観の2分の1を超えるもの

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(計画内容の事前公開)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める行為の計画内容の公開及び近隣住民への周知は、計画内容周知看板(様式第2号)の行為地への設置及び必要に応じて開催する集会等での説明によるものとする。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(行為の完了等の届出)

第7条 条例第8条の規定による行為が完了したときの届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書(様式第3号)によるものとし、行為を取りやめたときの届出は、景観計画区域内における行為の取りやめ届出書(様式第4号)によるものとする。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(審議会の委員の任期)

第8条 条例第13条第1項に規定する鶴岡市景観審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(審議会の会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(審議会の専門部会)

第11条 会長は、必要に応じ審議会に専門部会を設けて、専門の事項を調査審議させることができる。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(旧鶴岡市大規模建築物等の景観に関する条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 旧鶴岡市大規模建築物等の景観に関する条例施行規則(平成17年鶴岡市規則第182号)

(2) 旧羽黒町景観保全条例施行規則(平成17年鶴岡市規則第183号)

附 則(令和3年3月31日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日規則第17号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(一部改正〔令和5年規則17号〕)

名称	区域	追加行為
羽黒 地域 大鳥 居周 辺地 区	鶴岡市羽黒町玉川、羽黒町大口、羽黒町野山、羽黒町坂ノ下、羽黒町戸野のうち市長が別に定める区域	(1) 建築物 (住宅等にあつては、原則として建築面積が10m ² を超えるもの。農業用施設にあつては、建築面積が33m ² を超えるもの) の新築、増築、改築若しくは移転又は色彩を変更する行為 (2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は色彩を変更する行為 (3) 市長が別に定める広告物の設置又は形態若しくは色彩の変更をする行為
美咲 町シ ンボ ルロ ード 地区	鶴岡市美咲町のうち市長が別に定める区域	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の大規模な修繕若しくは模様替又は色彩を変更する行為 (2) 工作物 (条例第4条に規定する工作物又は鶴岡西部地区地区計画の垣若しくは柵の構造の制限に規定する工作物) の新築、増築、改築若しくは移転、外観の大規模な修繕若しくは模様替又は色彩を変更する行為 (3) 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) 第2条第1項に規定する屋外広告物の設置

- | | |
|--|--|
| | (4) 敷地の緑化
(5) 道路の出入口の設置
(6) 自動販売機の設置 |
|--|--|

様式第1号（第3条、第4条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の（変更）届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

景観法第16条第1項（第2項）の規定に基づき、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	建築物	名称		
		用途		
	新築・増築・改築・移転 外観の（大規模な修繕・大規模な模様替） 色彩の変更			
	工作物	名称		
種類				
新築・増築・改築・移転 外観の（大規模な修繕・大規模な模様替） 色彩の変更				
設計者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			電話番号
施工者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			電話番号
※受付欄	受付日	年 月 日	受付番号	
※通知欄	通知日	年 月 日	通知番号	
※備考				

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 変更届出の場合は、変更の内容の欄に変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(裏)

行 為 の 内 容	建築物		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積	m ²	m ²	m ²		
		建築面積	m ²	m ²	m ²		
		延べ面積	m ²	m ²	m ²		
		外観の変更等の面積	m ² (外観の面積の合計 m ²)				
		高さ	m(軒高 m)	階	数	地上階・地下階	
		構造					
		仕上げ材	屋根				
			外壁				
		色彩	外壁	屋根			
				区分	基調色	強調色	その他
				正面			
				側面			
				背面			
	広告物等						
	建築設備等						
	緑化の方法						
	その他						
	工作物		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積	m ²	m ²	m ²		
		築造面積	m ²	m ²	m ²		
		外観の変更等の面積	m ² (外観の面積の合計 m ²)				
		高さ	m				
		構造					
仕上げ材							
色彩			区分	基調色	強調色	その他	
			正面				
			側面				
	背面						
その他							
変更の内容							
計画内容の 事前公開	周知看板設置日	年 月 日					
	その他の対応						

様式第2号（第6条関係）

景観計画区域内における行為の計画のお知らせ				
行為の内容	(建築物・工作物)の(新築・増築・改築・移転・外観の大規模な修繕・外観の大規模な模様替・色彩の変更)			
	名称			
	用途(種類)			
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²	築造面積	m ²
	高さ	m(軒高 m)	階数	地上 階・地下 階
	構造		主な色彩	
行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年月日	完了予定日	年月日
建築主	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			電話番号
設計者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			電話番号
施工者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名			電話番号
この看板を設置した日	年月日			
<p>この看板は、鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第7条に基づき、大規模建築物等の計画内容の事前公開のため設置したものです。 この計画についての問合せは、下記へご連絡ください。</p> <p>連絡先</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>				

備考 看板の大きさは縦横とも90cm以上とする。

様式第3号（第7条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

住所又は所在地
届出者 氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号

景観法第16条第1項の規定に基づく景観計画区域内における行為について、完了したので次のとおり届け出ます。

行為の場所			
行為の種類	建築物	名称	
		用途	
		新築・増築・改築・移転 外観の(大規模な修繕・大規模な模様替) 色彩の変更	
		通知番号	年 月 日 第 号
	工作物	名称	
		種類	
		新築・増築・改築・移転 外観の(大規模な修繕・大規模な模様替) 色彩の変更	
		通知番号	年 月 日 第 号
完了の日	年 月 日		

備考 完了後の写真を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

景観計画区域内における行為の取りやめ届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

住所又は所在地
届出者 氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号

景観法第16条第1項の規定に基づく景観計画区域内における行為の取りやめについて、次のとおり届け出ます。

行為の場所			
行為の種類	建築物	名称	
		用途	
		新築・増築・改築・移転 外観の(大規模な修繕・大規模な模様替) 色彩の変更	
		通知番号	年 月 日 第 号
	工作物	名称	
		種類	
		新築・増築・改築・移転 外観の(大規模な修繕・大規模な模様替) 色彩の変更	
		通知番号	年 月 日 第 号
廃止の日	年 月 日		
廃止の理由			

様式第1号（第3条、第4条関係）

（一部改正〔令和3年規則5号・5年17号〕）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔令和5年規則17号〕）

様式第3号（第7条関係）

（一部改正〔令和3年規則5号・5年17号〕）

様式第4号（第7条関係）

（一部改正〔令和3年規則5号・5年17号〕）